

補助金等事業概要

補助事業名	緊急雇用安定助成金
補助の区分	義務的補助
補助の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者に対し一時的に休業等を実施した場合、当該休業等に係る手当の一部を助成する。
補助事業者	市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者
補助対象経費	休業手当
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1人1日あたりの上限額は、国の上限額に応じた額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	中小企業 国4/5以内 市1/10以内 大企業 国2/3以内 市1/6以内 解雇等行わない場合 国3/4以内 市1/4以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	申請者数：5社
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和2年5月11日
見直し時期	令和4年9月30日
補助終期	令和5年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ
事業担当	（担当部署） 産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259-67-7863（直通）